

「ペットと一緒に！防災フェスタ」に係るブース出展者選定要領

平成30年7月20日決定

(目的)

第1条 この要領は、「ペットと一緒に！防災フェスタ」に係るブース出展者（以下「出展者」という。）を選定するため、必要な事項を定めるものである。

(選定委員会)

第2条 出展者の選定を公平かつ適切に行うため、『「ペットと一緒に！防災フェスタ」に係るブース出展者選定委員会』（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は下表に掲げる者をもって構成する。

京都市	京都府
保健福祉局医療衛生推進室医務衛生課 生活衛生担当課長	健康福祉部生活衛生課 動物愛護担当課長
保健福祉局医療衛生推進室医務衛生課 動物愛護係長	健康福祉部生活衛生課 動物愛護担当副課長
京都市動物愛護センター所長	京都府動物愛護センター所長

3 委員会は、「ペットと一緒に！防災フェスタ」に係るブース出展者募集に応募した者（以下「応募者」という。）について選考を行い、事業者を選定する。

4 委員会は、選定結果を応募者へ通知する。

5 委員会の庶務は、保健福祉局動物愛護センターにおいて行う。

(事業者の選定)

第3条 委員会は、別に定める評価基準に基づき、各応募者から提出された書類の内容に基づき評価し、高い評価を得た者から出展者として選定する。

なお、出展者数については、会場のスペース等を考慮し、委員会がその都度決定するものとする。

(委員会の公開)

第4条 委員会は、非公開とする。ただし、委員会が必要と認めた場合は、この限りではない。

(選定結果の通知)

第5条 委員会は、応募者に対して、選定結果について通知する。

附 則

この要領は、平成30年7月20日から施行する。